

## 第10回

# いわき都市圏総合都市交通推進協議会



### [報告事項]

- (1) 都市計画道路網の見直しについて
- (2) いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託について
- (3) 磐越東線活性化に向けた取組みについて

### [協議事項]

- (1) 公共交通ネットワークの形成に向けた検討について
- (2) 川前地区における自家用有償旅客運送の検討について
- (3) 平まちなかにおける域内交通の検討について
- (4) 遠野地区の移動手段検討業務の発注について

令和5年10月2日（月）

いわき市文化センター3階 大会議室





## [報告事項]

### (1) 都市計画道路網の見直しについて

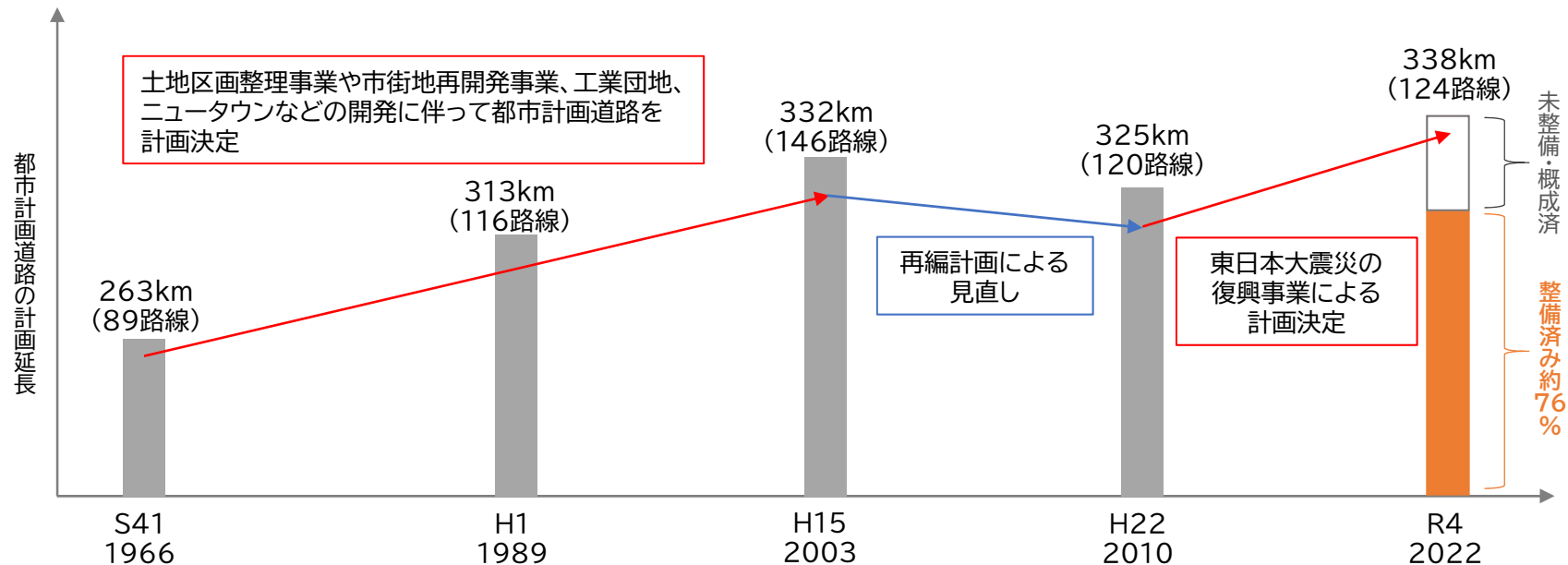


# 1 背景と目的

## いわきの都市計画道路の変遷と現状

- ▶ 都市計画道路とは、円滑な都市交通を確保し、良好な都市環境を形成するため、ルートや幅員などを定め、都市施設として、都市計画に位置付けられた道路のこと
- ▶ 都市計画道路は円滑な移動の確保（交通機能）、良好な都市空間の形成（空間機能）、都市構造の形成（市街地形成機能）の観点から決定される
- ▶ 昭和41年のいわき市発足に伴い、旧5市・2町の都市計画道路をいわき都市計画道路として決定され、人口増加・市街地拡大に合わせて都市計画道路も追加変更
- ▶ 平成20年に再編計画を策定し、重要性・必要性の低い都市計画道路の見直しと変更手続き※を行うとともに、都市計画道路の整備を行ってきたが、整備率は約76%と未整備路線も未だ残っている状況

※平成28年度までに27路線（県決定6路線、市決定21路線）の都市計画手続きを実施

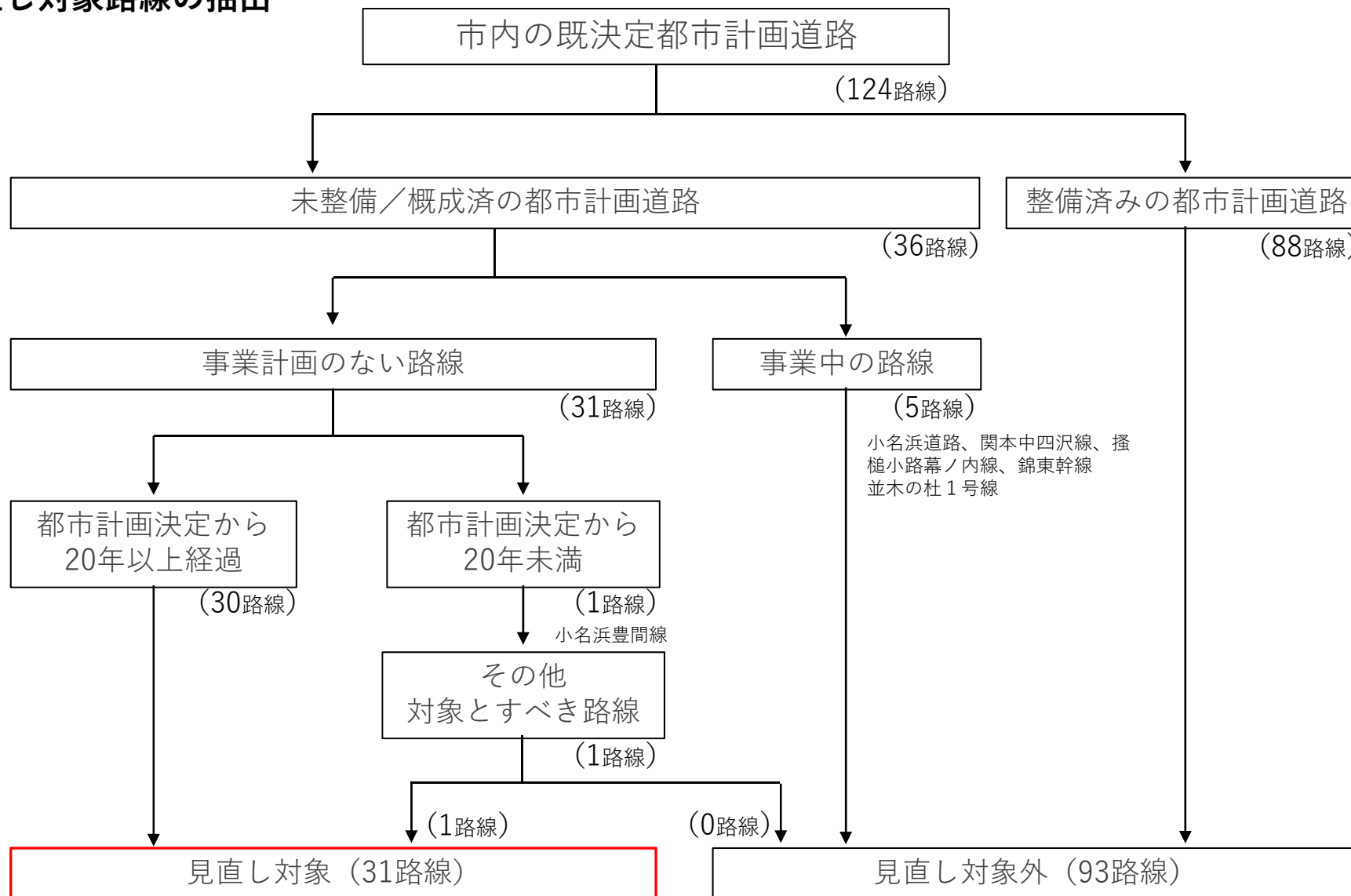


いわき都市計画道路決定

## 2 評価フロー・見直しの考え方

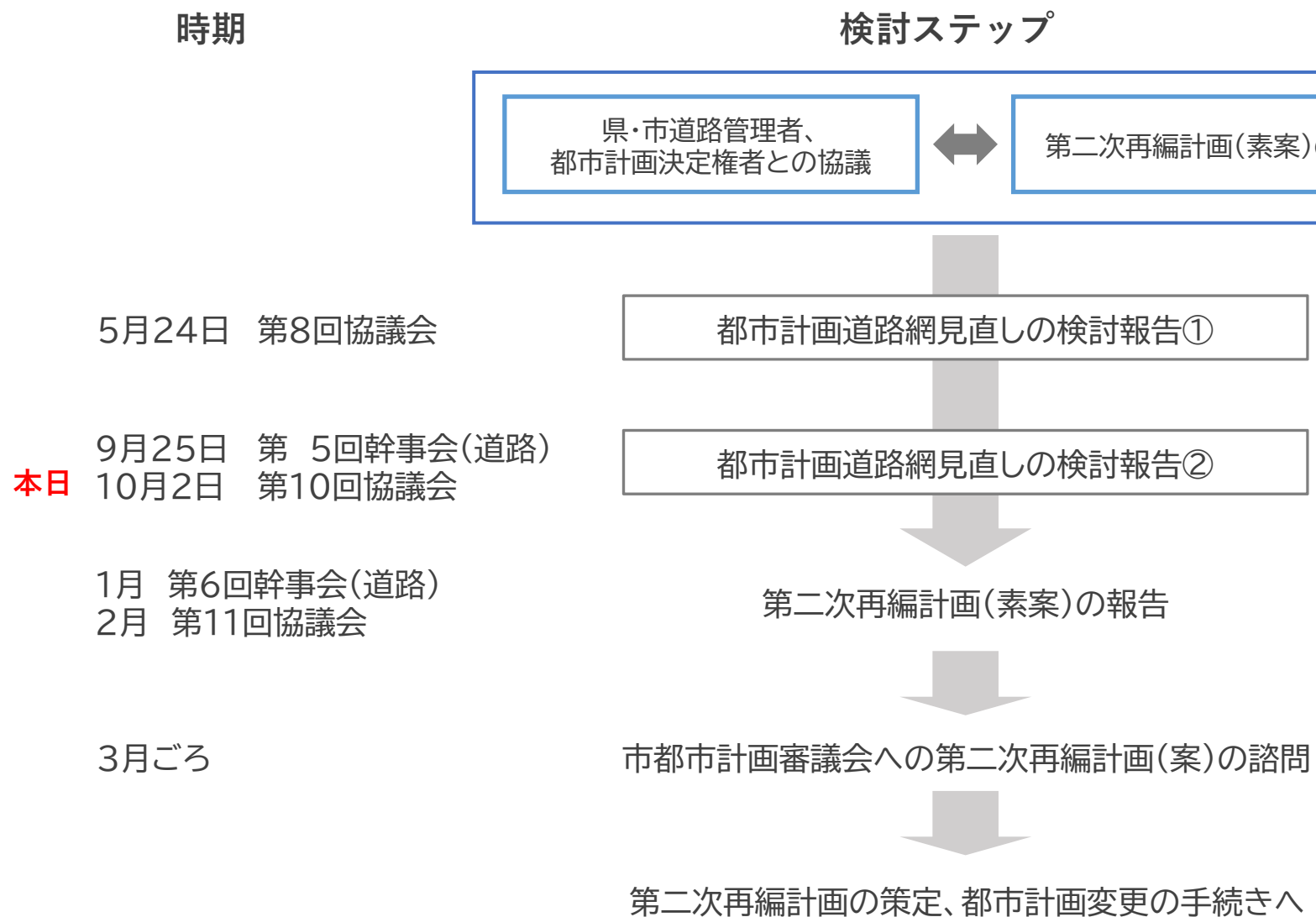


### 見直し対象路線の抽出



※ 小名浜豊間線は平成24年に都市計画決定された路線であるが、小名浜四倉線として昭和24年に豊間四倉線と一体となって決定されていたことから、見直し対象路線に含めることとする

### 3 今後の予定



※ 第9回協議会は、7月24日～8月1日の期間において書面にて開催



## **[報告事項]**

### **(2) いわき市地域公共交通利便増進実施 計画策定等業務委託について**



# いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託について



## 1 委託概要

- (1) 業務名 : いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託
- (2) 受注者 : 株式会社ケー・シー・エス福島営業所
- (3) 委託期間 : 令和5年8月29日～令和6年3月15日

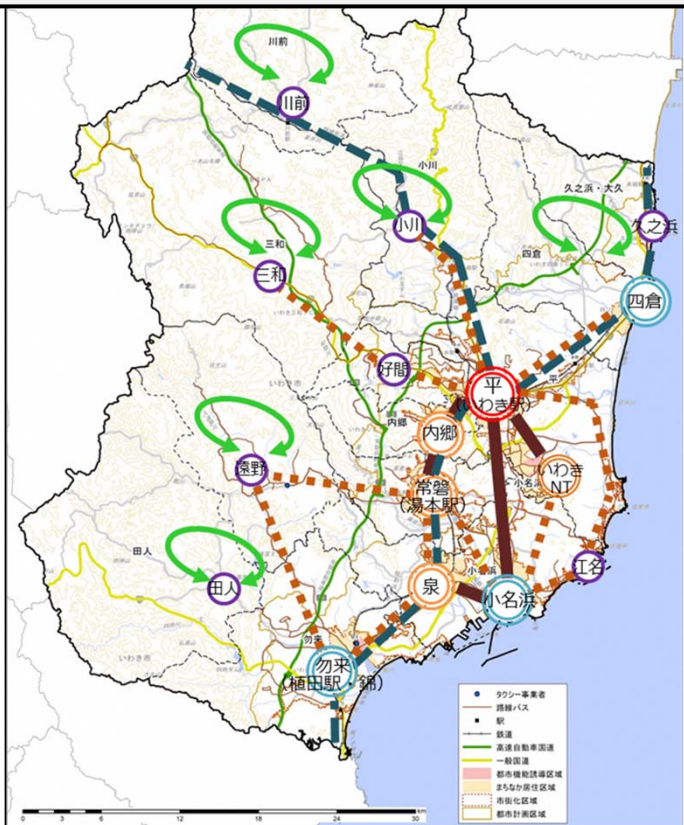
### 【委託内容】

- ① 利便増進実施計画策定支援業務
- ② タクシーを活用した域内交通確保実証事業

## 2 利便増進実施計画の内容

### <公共交通ネットワーク図>

公共交通ネットワーク図を基に利便性が高く、持続可能な公共交通の構築を目指すため次の内容について検討を実施



### (1) 路線バスの利便増進に関する検討

#### ① バス路線の最適化

《事業例》

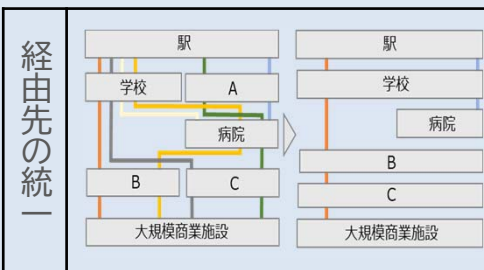
公共交通ネットワーク形成に向けた路線網の見直し、補助路線の見直し

#### ② 路線バスの利便増進

《事業例》

運行ダイヤの平準化、経路先の統一、他交通機関との接続改善、ICTの活用等

運行ダイヤの平準化	平日					15分ずつ				
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	9:00	9:15	9:30	9:45	10:00
9:00	10:20	11:30	12:35	13:40	14:45	9:00	9:15	9:30	9:45	10:00
10:00	11:20	12:30	13:35	14:40	15:45	10:00	10:15	10:30	10:45	11:00
11:00	12:20	13:30	14:35	15:40	16:45	11:00	11:15	11:30	11:45	12:00
12:00	13:20	14:30	15:35	16:40	17:45	12:00	12:15	12:30	12:45	13:00
13:00	14:20	15:30	16:35	17:40	18:45	13:00	13:15	13:30	13:45	14:00
14:00	15:20	16:30	17:35	18:40	19:45	14:00	14:15	14:30	14:45	15:00



### (2) その他交通の利便増進に関する検討

#### ① 多様な交通手段の確保、輸送手段の効率化

《事業例》

タクシー、シェアリングモビリティ、新モビリティ 等

#### 市街地部



#### ② 公共交通不便地域における移動手段の確保

《事業例》

ボランティア輸送、自家用有償旅客運送 等

#### 中山間部





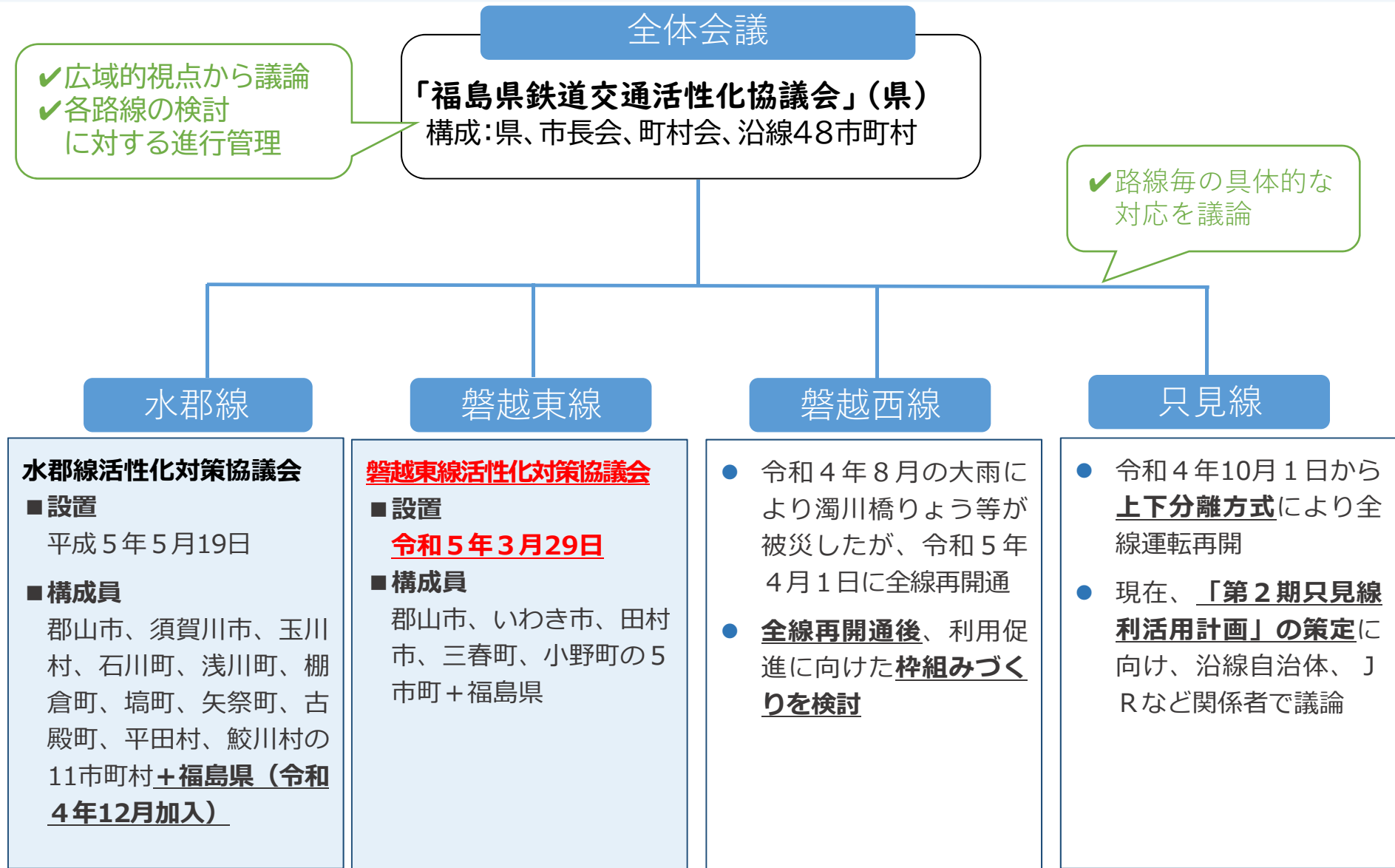
## [報告事項]

### (3) 磐越東線活性化に向けた取組みについて



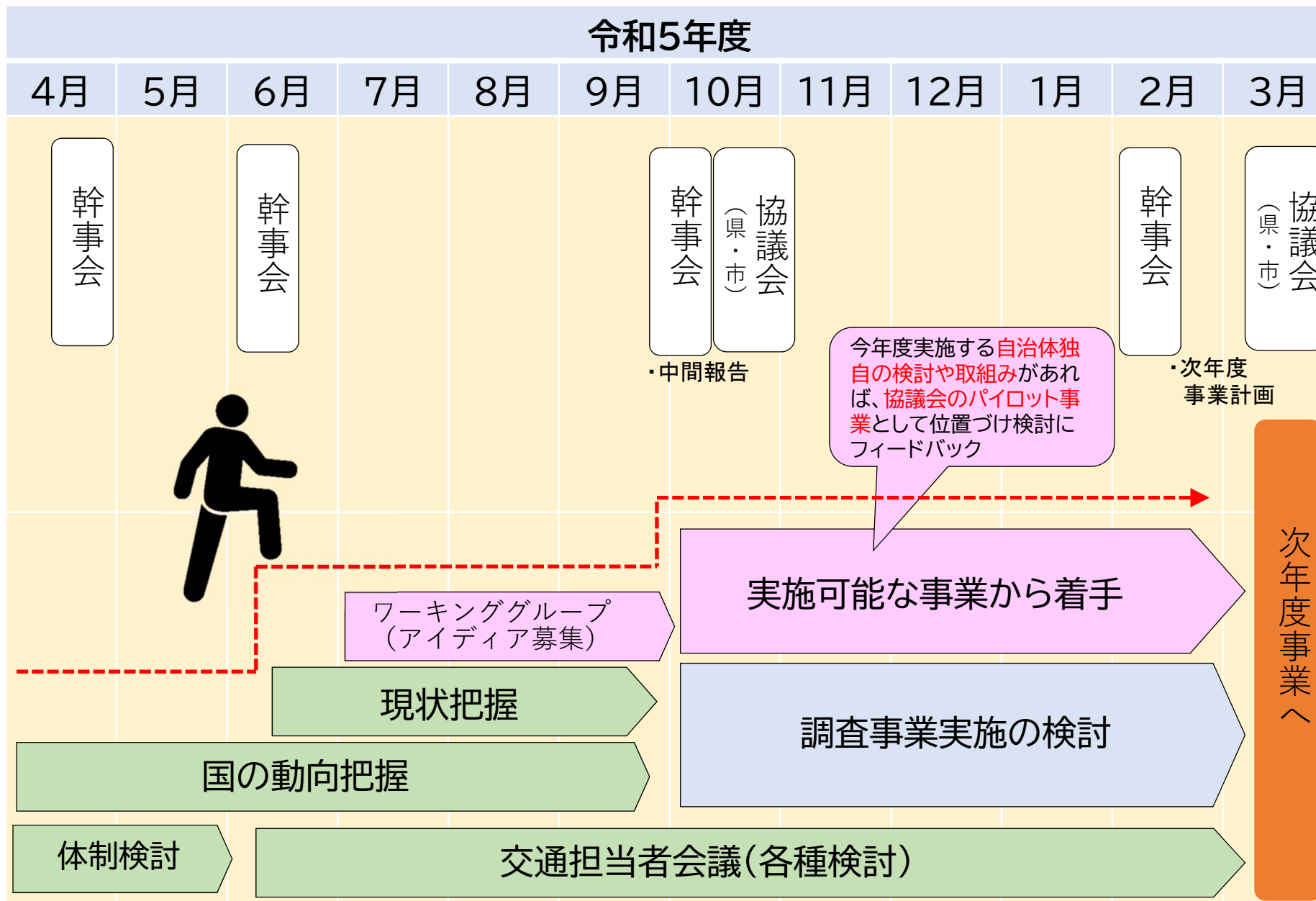


# 磐越東線活性化対策協議会の検討体制



※収支公表の対象となっていない常磐線についても、「常磐線活性化対策協議会」（平成7年設置）の組織あり。

# 令和5年度の進め方





## [協議事項]

- (1) 公共交通ネットワークの形成に向けた検討について



## 令和5年度における減便状況

相次ぐ離職者による**ドライバー不足が深刻**な状況にあり、  
路線バスの**減便を重ねざるを得ない**状況

### ○令和5年4月ダイヤ改正

	平日	土曜	日曜・祝日
R5.3月 以前	799	420	384
(現行) R5.4月ダイヤ改正	735	419	388
便数増減	▲64	▲1	4

### ○令和5年7月ダイヤ改正

	平日	土曜	日曜・祝日
改正前	735	419	388
改正後	735	362	339
便数増減	0	▲57	▲49

### ○令和5年10月ダイヤ改正

	平日	土曜	日曜・祝日
改正前	735	362	339
改正後	678	357	333
便数増減	▲57	▲5	▲6

平日	▲121
土曜	▲63
日曜・祝日	▲51

# 新たな乗合交通の導入に向けた検討

【利便増進実施計画】 利用者の少ない路線や利用実態に合わせた**新たな交通**の導入に向けた検討

- ・ 路線バスにおける**最大限効果的な運行方策や路線の再編**
- ・ 利用者ニーズに対応した**乗合交通の導入**

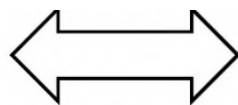


## 【検討イメージ】

路線バス



乗合タクシー  
(デマンド型)



タクシー(乗用)の活用  
(相乗り等)

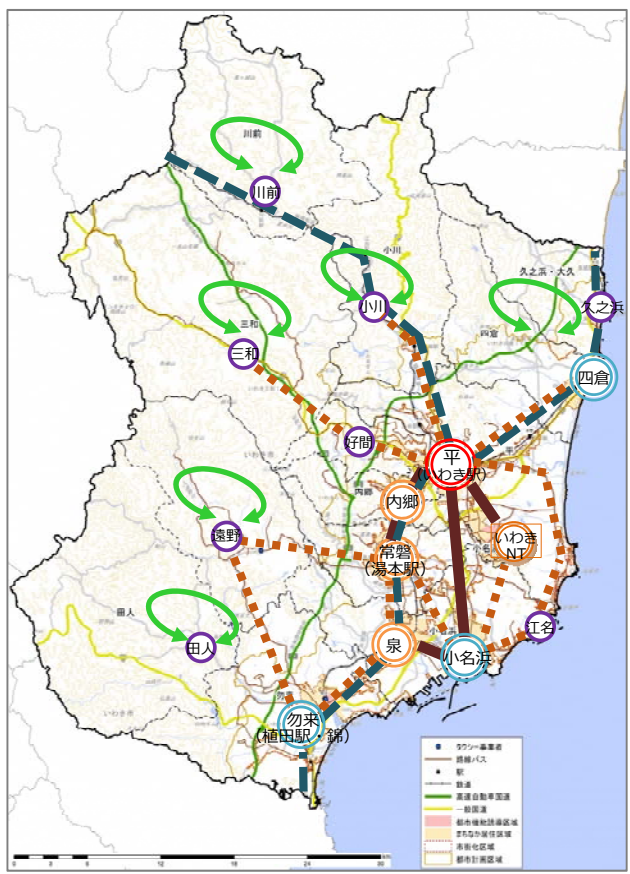


※上記に併せて、①運行経路・ダイヤ等の見直し、②利用促進等を実施

~~~~~ バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合 ~~~~~

自家用有償旅客運送  
(市町村自ら又はNPO等による運行)  
**(例)鳥取県西部、八幡浜市**

スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の  
送迎サービス等の積極的活用





## **[協議事項]**

### **(2) 川前地区における自家用有償旅客運送 の検討について**





## 自家用有償旅客運送導入の流れ

地域の輸送課題の把握  
(アンケート等)

### いわき都市圏総合都市交通推進協議会

交通事業者に対して地域の移動ニーズに対応した交通の導入提案を求める  
令和4年11月28日第6回協議会

交通事業者による具体的な提案なし

NPO等による地域交通の確保に係る交通事業者との協議が整う  
令和5年1月31日第7回協議会

### ● 自家用有償旅客運送の実現に向けて、決定すべき事項

- |        |         |
|--------|---------|
| 1 運行形態 | 2 運行範囲  |
| 3 行き先  | 4 運行日時  |
| 5 対価   | 6 利用対象者 |

いわき都市圏総合都市交通推進協議会で協議 今ここ

国土交通大臣に自家用有償旅客運送の新規登録申請

令和5年11月下旬を予定

新規登録完了

令和6年2月を予定



## ○運送の区域

いわき市川前町及び小野町（発地、着地のいずれかが川前町）

## ○旅客から収受する対価

### 定額制

- ・川前町内利用・・・100円/片道・人
- ・川前町外利用・・・1人での利用 2,000円/片道・人
- 2人での利用 1,500円/片道・人（500円引き）
- 3人以上での利用 1,000円/片道・人（1,000円引き）

## ○運送しようとする旅客の範囲

- ・いわき市川前町居住者及び観光旅客その他川前町を来訪する者

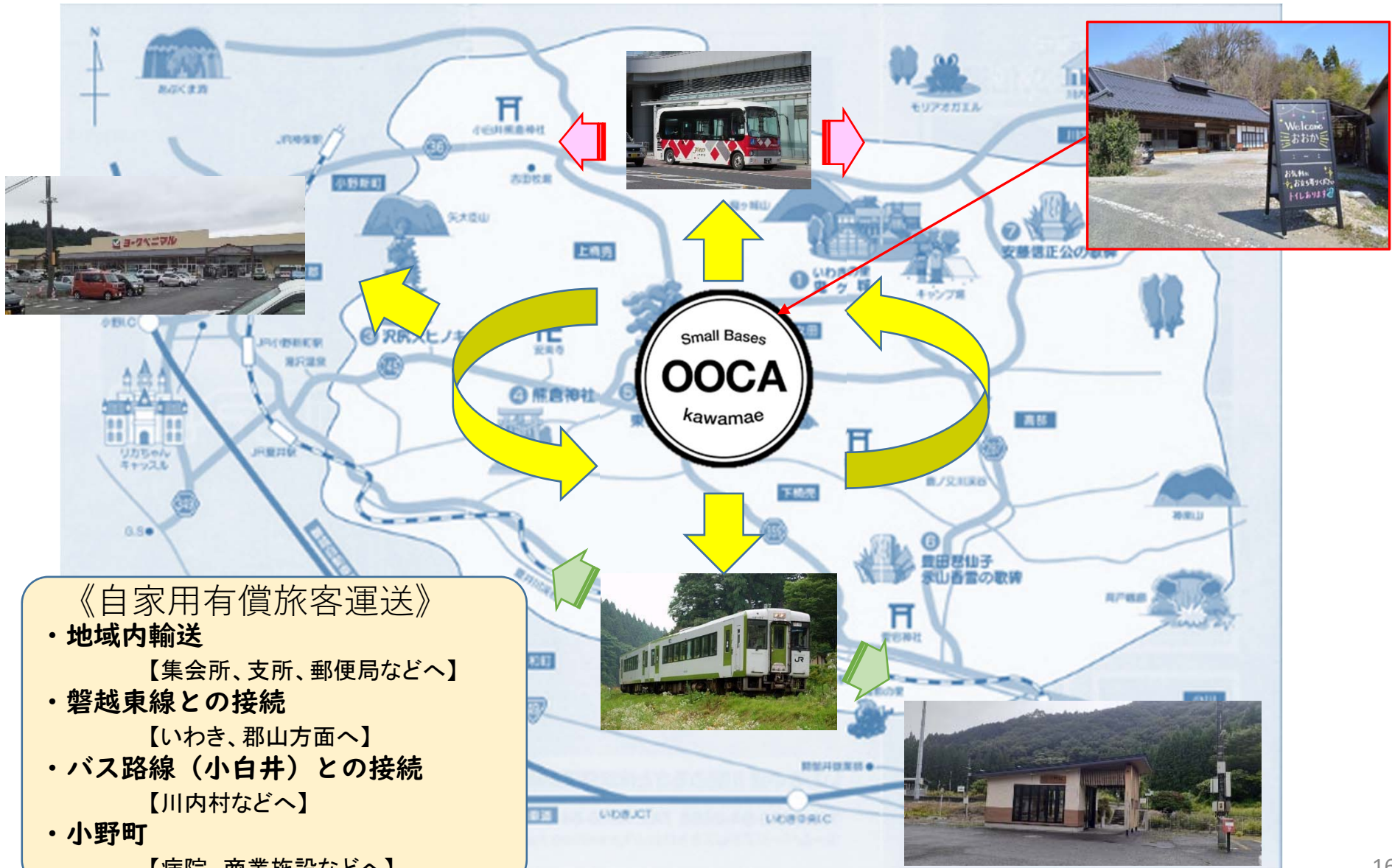
## ○運行管理の実施方法

運行前の運転者の健康状態の確認・アルコール検査について、対面もしくはIT機器を活用したテレビ電話等での確認を可能とする



# NPO法人おおか 自家用有償旅客運送

地区内交通と磐越東線、路線バスとの連携を検討しています！





## [協議事項]

### (3) 平まちなかにおける域内交通の検討 について



## 基本目標 I PJ-2公共交通利用転換プロジェクト

### まちなか定住促進と連携した公共交通の利用促進

- まちなか居住者のニーズに応じた利便性の高い域内移動手段を確保



### ○ 平まちなか（拠点部）における域内移動手段の確保の方向性



平まちなかにおける多様な移動手段による円滑な移動環境の実現



## [協議事項]

### (4) 遠野地区の移動手段検討業務の発注について



○ 遠野地区については、地域公共交通計画にて地域住民のセーフティネットとなる域内移動手段の確保が必要な地域と位置づけられており、今後、産学官民が連携し交通の検討を進める。

## 遠野地区 産学官民連携による検討

### 地域の課題や実態に即した公共交通システムを構築

- ・教育機関に需要調査や検討、ワークショップなどのコーディネートを受託発注予定
- ・地方自治法施行令第167号の2第1項第1号を準拠し、少額随意契約にて検討業務を発注



(予算額)

| 内容               | 金額 (千円) |
|------------------|---------|
| 遠野地区の移動手段の検討業務委託 | 250     |

(検討イメージ)

